今後は実態に即した法改正が必要

アミタ持続可能経済研究所
環境リスクアドバイザリー室室長
堀口 昌澄 氏に聞く

廃棄物処理法改正

動向を読む ②

今回示された廃棄物処理法改正案について、セミナーでの法解説や現場での廃棄物コンサルティングなどを行うアミタ持続可能経済研究所の堀口昌澄氏は、制度疲労を起こしている法の枠組みそのものは置き去りになったままだと指摘する。また、排出事業者が正しく法律を理解しているかを評価する資格制度なども必要だとする。数多くの現場を訪れた経験から廃棄物処理法を「実態にそぐわない規定が多いために、尊重されない法律」だと言い切る堀口氏に、法改正のポイントや今後の廃棄物処理の方向性などについて聞いた。（黒岩修）

排出事業者を評価する資格制度の整備が課題

現場の実態にそぐわぬ規定多く存在

——廃棄物処理法改正案が示されたが。

「私はセミナーなどで解説する機会が多いが、そもそも『この法律を守るべきだ』と言い難い部分がたくさんある。例えば、テナント廃棄物に契約を求めるなど、現場の実態にそぐわない、リサイクルや適正処理を推進するとは思えない規定が多過ぎる。そのため、廃棄物処理法をきちんと守るべきだと胸を張って説明できない。この法律を妥当で、尊重される法律に変えて行く必要があると思っている。今回の見直しは建設廃棄物を強く意識しているが、規制を強化するだけでは真面目な人しか守らないので効果が薄い。本来は取り締りを強化する必要があるが、経費や人材の面で自治体の体制が整っていない。増税してでも行政に行ってもらうべき業務がきちんと遂行されるように体制整備する必要がある。その方が、結果的に排出事業者にとってもメリットになるのではないか」

——今回の見直し案をどう見るか。

「結局今回も一般廃棄物・産業廃棄物の区分、業種限定の話が先送りされ、本質は変わらなかった。政令で対応することになる業許可の簡素化にしても、国で一本化するのなら分かりやすいが、収集運搬だけ実質都道府県に集約したとしても『二の政令市を超える場合』という条件が付き、処分や施設はこれまで通りということで、排出事業者にとっては混乱を招きかねない。欠格要件の内容はともかく条文は以前よりはるかに複雑になった。本来どんな業種でも一つの拠点に廃棄物処理法を理解している人が一人はいて、管理しなければならないはずだ。それがこのような難解な法律で良いのだろうか。法律を守る側の視点に立っているとは思えない。個人的には廃棄物処理法にはおかしな点が多くあり、そのためにリサイクルが進まないということを一般の人にも知ってもらい、社会現象化したいと思っている。そこまでしなければ改善されないのではないだろうか」

——建設廃棄物は元請業者に処理責任が一元化されるが。

「本当に徹底できるのかは疑問だ。土木建築に関する工事を建設工事と定義付けたが、土木建築の明確な定義がない。元請業者に一元化するのであれば、建設工事の定義を明確にする必要があるのではないか。また条文案の2～4項はうまい落としどころだと思うが、かえって分かりづらく混乱を招く可能性がある」

倉庫、支店などは廃棄物リスク高い

——優良処理業者の許可更新期間を延長することになったが。

「優良業者へのインセンティブとして、許可更新期間延長というのは一つの考え方としてあるだろう。しかし、それを実施するのであれば優良性の評価制度を信頼性のある制度に改革する必要がある。これまでの認定は白紙にして一からやり直してもらうというくらいの英断が必要だ。それぐらいしなければ不十分な制度の延長ということになり、良い方向には進まないだろう」

——廃棄物処理における課題は。

「当社としては資格制度の整備が課題の一つと考えている。排出事業者が行うべき仕事や、法律の知識などのスキルを正しく評価する資格制度を創設することに取り組んでいる。講習会を受ければ大半が合格するものではなく、当社の有料セミナーを受講した人も落第する可能性があれば、受けていない人でも十分な知識・スキルがあれば合格するといったものを考えている。取引のある排出事業者などからも賛同を得ている。初級編から始め、中級、上級と広げて行きたいと思っている」

——どういうところを対象とするのか。

「すべての業種が対象となるが、まず初級編としては廃棄物処理法を理解していない人が多くいる倉庫、支店、営業所の担当者などを主な対象にしたい。こうしたところは社名が入った廃棄物が多く、リスクの高いところだ。そこでの人材の力量をまず見極め、その力量に応じた教育を行う制度を作って行きたい。排出事業者の意見を聞きながら評価内容などについて今後検討していく」

——法律の抜本改正は必要と考えるか。

「今回の法改正でも詳細で難解な部分の改正を行うようだが、そもそも法律を理解していない人が多ければどんな改正をしても意味がない。そういう意味でまずは法律を理解するために資格・教育を整備する必要があると思う。しかし、実態に即した新たな法律を作る必要性は強く感じており、当社もできれば法律案などを多くの排出企業と連携しながら作って行きたいと考えている」（ほりぐち・まさずみ）

平成22年4月14日
環境新聞